

障害福祉関係ニュース 平成27年度12号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算329号
(平成27年12月22日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 社会保障審議会障害者部会（第78回、79回）が開催される
～障害者部会報告書「障害者総合支援法3年度の見直しについて（案）」の協議が終了する～ …P. 1
- 2 平成28年度予算編成の基本方針が閣議決定 …P. 11
- 3 平成28年度予算の編成等に関する建議がとりまとめられる
～社会保障費の自然増については、概算要求額の6,700億円を5,000億円弱への抑制が求められる～ …P. 12
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が公布される～市町村審査会委員任期の改正～ …P. 14
- 5 平成27年度 都道府県経営協「社会福祉法人制度改革対応セミナー」の開催について …P. 15

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会（第78回、79回）が開催される
～障害者部会報告書「障害者総合支援法3年度の見直しについて（案）」の協議が終了する～

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第78回が12月4日（金）に、第79回が12月14日（月）に開催され、障害者総合支援法3年後の見直しの議論が終わりました。

第78回部会ではこれまでの議論をふまえた障害者部会報告書案「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（案）」が示され、協議が行われました。示された報告書案では、これまで「検討の方向性」と表記されていた事項が「今後の取組」と書き表され、それに伴い「検討することとしてはどうか」という表現だったものが「するべきである」に修正されて示されました。

その後、第79回部会にてさらに修正案が出され、とりまとめに向けた最後の協議が行われました。協議の結果、部会長、事務局、意見を述べられた委員による確認を経て修正することとなった箇所が5点ほど(10ページ参照)出ましたが、改めて部会を開催しての協議は行わず、今回の部会をもって3

年後の見直し検討は終了となりました。修正に係る最終調整が完了次第、(予定日についての明確な説明はありませんでしたが) とりまとめられた報告書が公表されることとなります。

論点毎の委員からの主な意見を第78回部会、第79回部会に分けて以下にまとめていますので、ご参照ください(内容は事務局による整理)。

(1) 第78回障害者部会

【1. 常時介護を要する障害者等に対する支援】

協議では、地域生活支援の推進について賛成の意見が出されるなか、グループホームの利用対象を障害支援区分が高い方へ移行する見直しについては、障害支援区分が低くてもグループホームが必要な方はいるので、一律な利用対象の見直しではなく、必要な方には柔軟に対応するようにして欲しいといった意見等が出されました。

- 地域生活支援拠点の例示に障害者支援施設を加えていただいたことは評価したい。今後の取組の地域生活を支援するサービス等の箇所について、障害支援区分が低くてもグループホームを必要とする方がいるため、今後の見直しではこの点を配慮いただきたい。
- 今後の取組の地域生活を支援するサービス等の箇所について、この内容のままでは区分1、2の方のグループホーム利用が一律に制限されるように読めるので、希望する方には対応できる書きぶりにしてほしい。重度の障害者の地域移行は多くの税源が必要である。スプリンクラー等の防災上の配慮や災害時の備え等、こうしたことの必要性についても書き込んでおいた方が、入居者や事業者は安心できるのではないか。
- 地域で一人暮らしができるような環境整備をして、その上でグループホームの利用対象を見直すという順序が分かりやすくなったので評価したい。ただし、グループホームの利用を希望する方は多いのだから、制限しないような方向性の書き込みも必要なのではないか。
- 地域での一人暮らしを進めていく方向性が出ていることについては評価したい。巡回訪問等のサービスで支え、グループホームは重い方の利用の場と位置付けるというこの方向性を、今後も進めていただきたい。
- 地域での一人暮らしを実現できるように、巡回訪問や随時の対応で支援をするのは良いが、その担い手の記載がないままで良いのか。人材の質等は制度設計のきわめて重要な部分だ。
- 今回の参考資料の中にもあるが、精神科病院に入院している障害者の希望する退院先として、45.9%の方が誰かと一緒に暮らすことを希望している。地域で一人暮らしができるようにという方向性は良いが、これらの実態も無視できないのではないか。
- グループホームが様々な事情により作りづらくなっているにも関わらず、箇所数も利用者数も増えている。ただし、増えているのはフランチャイズ経営を含めた営利企業によるものが多く、区分が1や非該当の支援の度合いの低い方を集めてビジネスモデルを作っている。こうした実態の要因としては、補助金が伸びていないこと、区分が高い方の利用するグループホームはスプリンクラー設備の義務付け等でハードルが上がり、その分の建築費も上がりそれが家賃増にも影響しているということがあるのではないか。

【2. 障害者等の移動の支援】

協議では、通勤・通学の移動の支援に関して、「訓練の着実な実施を促す」との表現に対して、訓練以外の施策もとるべきとの意見や、他施策との連携について方向性を出すべきとの意見が出されました。

- 今後の取組には、「通勤・通学に関する訓練の着実な実施を促す」とあるが、通勤・通学を着実に実施できるように訓練するということが必要なのではないだろうか。着実に実施するものが訓練に限定されるのは納得できない。
- 通勤・通学等の今後の取組では、他施策と連携したうえで、「福祉政策として実施すべき内容について引き続き検討を進める」とあるが、現段階で何か案はないのか。11月26日に開催された1億総活躍国民会議では、「女性・若者・高齢者・障害者等の活躍の促進」との方向性が示され、その中に「障害者等の就労支援体制を拡充する」との内容も盛り込まれていた。政府方針と部会報告書案の内容は整合性がとれていない。福祉で対応するならば、できないから他の施策でやる、そういった方向性も出すべきではないか。
- ⇒（田中障害福祉課長）移動支援については様々な課題がある。引き続き検討としている通り、今回で検討が終わりということではない。

【3. 障害者の就労支援】

協議では、就労移行実績の現状についての表現について賛成するなか、就労継続支援事業の目的から外れた見直しにならないようにすべきとの意見が出されたほか、就労アセスメントについて、対象拡大の前にしっかりとした検証が必要との意見等が出されました。

- 今後の取組で優先調達推進法の活用につながる内容を盛り込んでいただいたことは評価したい。就労継続支援事業所の就労移行実績の現状の表現についても、以前の部会の際の“一般就労に移行した者が1人もいない”という表現からは直していただいたので、この内容であれば良いとする。強調したいのは、就労継続支援事業は就労機会の提供と工賃の支給を通じて、所得保障、地域での自立生活につながる事業であるということであり、その目的から外れた見直しにはしないようにお願いしたい。ここでいう評価は、基本報酬部分ではない追加の評価だということの良いか確認したい
- ⇒（田中障害福祉課長）就労継続支援事業の就労移行実績は、基本的には追加で評価をするという方向性である。具体的には、次期報酬改定の際に検討いただくことになる。
- 就労アセスメントについて、まずは検証をしたうえで対象拡大が必要かの検討であるべきだ。本人の希望を阻害する、本人の望まないサービスが勧められる、困難ケースにも一律な対応がされるといったことがない仕組みを目指すべきである。
- 就労移行支援事業所は現在約2,000、就労継続支援B型事業の利用者は約18万人、この先、仮に現在B型事業を利用している方にもアセスメントを拡大していくということになっても、就労移行支援事業所だけで対応できる状態にはない
- ⇒（田中障害福祉課長）これまでの部会でもいただいた意見も踏まえて検討していきたい

【4. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方】

協議では、支給決定の在り方について、相談支援専門員の支給決定前の各機関との調整をさらに進めるようにしてほしいとの意見や、基幹相談支援センター等については取り組みの推進以前に整備を進めることが必要との意見が出されました。

- 支給決定前のサービス担当者会議の開催について、利用者の意向をより適切に反映した支給決定を行うための工夫として現状・課題に盛り込まれたが、相談支援専門員も支給決定前に各機関ときめ細やかな調整をしている。そのことを進める書き込みも含めてほしい。
- 今後の取組で「基幹相談支援センター等による取組を推進すべき」とあるが、そもそも整備が進んでいないのでここには整備も入れてほしい。
- 国庫負担基準について、今後の取組で「小規模な市町村により配慮した方策を講じるべきである」とあるが、最終的にはこの方策の具体的な内容が今回の報告書には入るのか。
⇒（田中障害福祉課長）具体的には次期報酬改定での検討とならざるを得ず、今回のとりまとめでは方向性を示すまでとなる。

【5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方】

- 今後の取組で、意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施と、相談支援専門員の研修等のカリキュラムの中にも位置付けるべきとなっているが、相談支援専門員だけでなくサービス管理責任者も意思決定支援には関与している。サービス管理責任者の研修カリキュラムの中にも位置づけるべきである。

【6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方】

協議では、意思疎通支援のサービス量の目標設定について、支援が不十分な自治体もあるなかで現行のままサービス量の設定に言及するよりも、適切なサービスが行き渡るようにすべきとの表記にすべきとの意見や、難病患者のために意思疎通を支援する機器の開発の必要性も明記すべきとの意見等があがりました。

- 今後の取組の中で、各自治体において地域のニーズに応じた人材養成や意思疎通支援のサービス提供につなげるために調査を行い、さらに「提供すべきサービス量の目標を設定すべき」とあるが、この部分については削除していただきたい。支援の範囲を広げてしっかり取り組んでいる自治体、対応できている範囲は狭い自治体とある中で、現在の実施状況で目標を設定されてしまうと、それでは適切な量とはならない。ここは「適切なサービスを提供すべき」とするのが良いのではないか。これから調査をする場合も、利用条件で相当差があるので、その点の把握も必要なのではないか。
- 地域生活支援事業について、「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、軽度、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明確化する」と今後の取組の中にあるが、難病患者にとっては意思疎通を支援するための機器の開発が必要であり、研

究開発の必要性も明記してほしい。

- 「手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、盲ろう者向け通訳・介助員等の指導者養成研修を強化すべき」と今後の取組にあることは良いが、この内容は既存の意思疎通の支援者が列挙されているのみである。新たな意思疎通支援の方法とその支援者についても、含めていく方向性が必要なのではないか。

【7. 精神障害者に対する支援】

協議では、精神科入院の退院意欲の喚起に向けた取り組みについて、相談支援以外の取組みの充実も図るようすべきとの意見や、関連してグループホーム等への体験入所の活用を盛り込んでどうかといった意見が出されました。

- 今後の取組の医療と連携した短期入所の箇所の中で「精神障害者の入院の予防と家族支援の観点」とあるが、“予防”という言葉は良くないものを防ぐという意味合いの言葉である。入院は良くないことなのか。誤解を招く表現なので変えるべきだ。
- 今回新たに今後の取組に盛り込まれた「精神科病院の入院者の退院意欲の喚起に向けて、相談支援の取組の充実や、意思決定支援の質の向上や普及に取り組むべきである」について、この取組を進める上では医療と福祉の連携が必要であることから、相談支援の取組の充実のみではなく相談支援を提供できる仕組みも必要であり、書き込みをお願いしたい。
- 今回新たに盛り込まれた精神科病院の退院意欲の喚起に向けた取組について、何でも相談支援で解決できるものではない。削除すべきである。
- 今回新たに盛り込まれた精神科病院の退院意欲の喚起に向けた取組について、非自発的な入院から長期入院となって退院がなかなかできない方に対しての支援策として、行動が伴う支援としてのグループホーム等への体験入所の活用を含めてはどうか。

【8. 高齢の障害者に対する支援の在り方】

協議では、65歳以上になって障害を有する状態になった場合でも障害福祉サービス固有なものでの支援が必要な場合は障害福祉サービスが利用可能なことがわかるように明確に記載すべきとの意見や、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しについて、従来の障害福祉サービスの提供が阻害されることのないようすべきといった意見等が出されました。

- 現状・課題で「障害福祉サービス固有なもの認められるサービスについては、障害者総合支援法に基づき給付を受けることが可能となっている」とあるのに、今後の取組には「65歳以上になって初めて障害を有する状態になった場合の障害福祉サービスの利用については、現行の介護保険優先原則の下で適切に運用される必要がある」と、障害福祉サービスがまるで利用できないかのような書きぶりになっている。現に65歳以上で初めて障害をもった方で手帳の支給自体がされないということもあるので、固有のサービスならば障害福祉サービスの利用が可能なことの周知が必要であり、今後の取組に何らかの書き込みが必要ではないか。
⇒（田中障害福祉課長）65歳以上で障害をもった方も、障害福祉サービス固有なものでの支援が必要であれば利用できる。

- 今後の取組にある障害福祉サービス事業所が「介護保険事業所になりやすくする等の見直し」の具体的な内容は、政省令で示されることになるのだろうが、介護保険事業所なるにあたって、これまでは提供できた障害福祉サービスの提供に制限をかけるようなことがないようにしてもらいたい。
- 介護保険給付対象者の国庫負担基準の見直しについて、「財源の確保にも留意しつつ、見直しを行うべきである」と今後の取組の中にあるが、利用時間を確保することについても盛り込んでほしい。

<障害福祉制度と介護保険制度の統合も含めた在り方についての意見>

協議では、障害福祉制度と介護保険制度の統合に向けて、もっと踏み込んだ内容とすべきとの意見が出る一方、統合を前提とせず、両制度の在り方について議論する余地を残すべきとの意見があがりました。

- 今後の取組で、「障害福祉制度と介護保険制度と関係や長期的な財源確保の方策を含めた今後の在り方を見据えた議論を行うべきである」といった内容が盛り込まれてはいるが、この内容でもまだ不満である。以前の支援費制度の破綻の最大の要因は財源問題であり、この障害福祉の分野で安定的な財源をどう確保するかということはこれまでも大きな課題であった。今回の見直しで両制度の一体化に向けた検討をすとの方向性が書き込まれれば、価値のあるものになる。是非、今後の両制度の一体化の議論につなげる踏み込んだ内容にしていきたい。
- 両制度の在り方の議論をすることは結構だが、最初から両制度の統合を目指すことを前提としたものにしてはいけない。仮に両制度の統合を目指すような内容が入ったら、次の検討は統合ありきの議論になる。両制度の統合を前提とした議論としたいということであれば、「障害福祉制度と介護保険制度と関係や長期的な財源確保の方策を含めた今後の在り方を見据えた議論を行うべきである」とこの文章自体を削除してもらいたい。
- 「障害福祉制度と介護保険制度と関係や長期的な財源確保の方策を含めた今後の在り方を見据えた議論を行うべきである」、この箇所はこのまま残してほしい。議論することすら許されないとなると、それは非常に寂しい。議論をすることは否定しないでほしい。この続きで「障害福祉制度と介護保険制度は制度の趣旨・目的等が異なるとの意見や両制度の関係は共生社会の実現の観点から検討すべきとの意見もあることに留意する必要がある」と、(両制度の統合について) 反対の意見があったことは加えられているので、この内容であれば統合を前提としたものとはなっていないのではないか。

【9. 障害児支援】

協議では、放課後児童クラブにおいて経験がある人によるサポートを充実させるために保育所等訪問支援の仕組みを活用することも検討すべきとの意見や、障害福祉計画における障害児支援に関するサービス見込み量の数値目標の盛り込みを義務化すべきとの意見等が出されました。

- 放課後児童クラブで障害児の受け入れは進みつつあるが、ボーダーの児童も相当数いるのではないか。経験のある人のサポートが必要との現場からの意見もあるので、保育所等訪問支援を活用することでバックアップをはかることも検討していただきたい。
- 今後の取組の放課後等デイサービスの支援内容の適正化について、「発達支援等の子どもに関する支援の経験者の配置を求める」とあるが、求められるのは発達支援の専門性ではないか。

- 「都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載することを促進すべき」と今後の取組の中にあるが、障害福祉計画では数値目標の盛り込みは義務ではなく、この内容のままでは現在と変わらない。「計画に記載すべき」とするべきではないか。

【10. その他の障害福祉サービスの在り方等】

協議では、利用者負担について引き続き検討するとの表現について、今後の検討の具体的な内容や見直しについての質問や、障害者の定義について、難病患者等を含み障害者の対象範囲が変化してきた中でそうしたこれまでの変化が無視され得るような表現は避けるべきとの意見等が出されました。

- 今後の取組で、利用者負担については「利用抑制や家計への影響といった懸念にも留意しつつ、“引き続き検討すべきである”とあり、経過措置については「他制度とのバランスや公平性等を踏まえ、“検討すべきである”」と、引き続きという言葉のあるなしで表現が違うが、どう捉えればよいのか。
⇒（川又企画課長）利用者負担に対しては様々な意見があったので、今回のとりまとめで結論は出せる状況にはない。よって“引き続き”検討としている。経過措置については、平成29年度末で期限が切れるため、予定通り終了、今のままで継続、対象を見直して継続と様々な可能性はあるが、期限が来る前に結論は出さなくてはいけないという違いがある。
- 利用者負担の「引き続き検討」について、これに介護保険の利用者負担も含めてだが、これらの検討はどこで行うのか。委員会を設けるのか、省内の議論だけで決めるのか。
⇒（藤井障害保健福祉部長）現在、まさに提言をまとめていただく議論をお願いしており、この先のことをどうするかといった特段の考えはない。まずはどういった提言をしていただけるかであり、考えるのはそれからである。
- 現状・課題で、障害者の定義については、障害者基本法の定義に合わせるべきとの意見があったことが入っているが、この考え方にそった見直しは危険である。障害者基本法は理念法であるが、障害者総合支援法は給付法である。基本法の改正以降も考え方が進み、支援法の対象は広がってきた経過がありそれが難病患者であるが、遡って基本法に定義をあわせるのはいかながなものか。認められてきた難病が外されてしまう恐れがある。この意見があったことの記述は要らないのではないか。

（2）第79回障害者部会

第78回障害者部会での意見をふまえ修正された主な箇所（※事務局による整理）

【1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について】【今後の取組】

- グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、障害者の一人暮らしを支える仕組みを構築し、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべきである。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても整理を行うべきである。

あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応するこ

とができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要がある。

【2. 障害者等の移動の支援について】〔今後の取組〕

○障害者等の通勤・通学等に関する移動支援については、福祉政策のみならず、関係省庁とも連携し、事業者、教育機関、公共交通機関等による「合理的配慮」の対応、教育政策や労働政策との連携、地方公共団体（福祉部局、教育委員会等）における取組等を総合的に進めていくべきである。

その上で、福祉政策として実施すべき内容について引き続き検討を進めるとともに、まずは、就労移行支援や障害児通所支援において、これらのサービスの趣旨も踏まえ、通勤・通学に関する訓練を実施することとし、これを必要に応じて評価すべきである。

【4. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について】〔今後の取組〕

○都道府県・市町村の協議会の機能強化やこれを通じた相談支援の取組の充実を図るとともに、基幹相談支援センター等の設置やこれによる取組を推進すべきである。こうした取組を進めるためには、市町村が適切にマネジメントを行うとともに、その職員の資質向上を図る必要がある。また、支給決定に関わる関係者において、利用者の状況をより適切に反映できる仕組みを工夫していく必要もある。

【5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について】〔今後の取組〕

○意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

【6. 手話通訳等を行うものの派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について】〔今後の取組〕

○意思疎通支援について各障害種別の専門性を高めるとともに、司法、医療等の専門分野への対応を図るため、手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、盲ろう者向け通訳・介助員等の指導者養成を強化すべきである。その際、障害特性に応じて多様な意思疎通の手法があることに留意する必要がある。

○意思疎通支援に係る支援機器について、障害特性に応じた支援が可能となるよう、引き続き実用化に向けた開発支援を進めるべきである。また、支援機器の活用・利用支援や意思疎通支援に関する相談・情報提供について、視覚障害者情報提供施設・聴覚障害者情報提供施設等の活用により、地域における支援体制を整備すべきである。その際、一般の図書館や学校図書館等との連携も視野に

入れるべきである。

【7. 精神障害者に対する支援について】〔現状・課題〕

- 精神障害者の地域移行や地域生活において有効とされるピアサポートについては、全国レベルでの統一的な仕組みがなく、自治体ごとに取り組みられている状況である。
(医療と連携した短期入所)
- 精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から、短期入所について、医療との連携を強化すべきである。
- 一人暮らしを希望する精神障害者の地域生活を支援し、ひいては精神障害者の居住の場の確保につながるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の生活力等を補い、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべきである。なお、その際には、医療との連携や情報技術の活用など、効果的・効率的な実施方法を検討する必要がある。
- 精神科病院の入院者の退院意欲を喚起するため、医療と福祉の連携に向け、相談支援の取組の充実や、意思決定支援の質の向上や普及に取り組むとともに、地域移行に向けたサービスの体験利用の活用を推進すべきである。

【8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について】〔今後の取組〕

- 65歳以上になって初めて障害を有する状態になった場合の障害福祉サービスの利用については、現行の介護保険優先原則の下で適切に運用される必要がある。なお、この原則の下では、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるサービスについては、障害者総合支援法に基づき給付を受けることが可能となっている。

【9. 障害児支援について】〔今後の取組〕

- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童クラブ等における受入れを引き続き推進すべきである。その際、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行うべきである。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。
- 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。

【10. その他の障害福祉サービスの在り方等について】〔現状・課題〕

(障害者総合支援法の「障害者」の範囲)

- 障害者総合支援法については、平成25年4月に、制度の対象として難病等が追加され、順次、対象となる疾病の拡大が図られており、本年7月には151疾病から332疾病に拡大されている。また、障害者総合支援法における「障害者」の定義を、障害者基本法における「障害者」の定義に合

わせるべきではないか、小児慢性特定疾病における対象疾病も含め、支援を必要とする疾病を幅広く対象とすべきではないかとの意見がある。

【今後の取組】

○補装具については、効果的・効率的な支給に向け、実態の把握を行うとともに、貸与方式の活用や、医療とも連携した相談支援の体制整備等を進めるべきである。また、日常生活用具給付等事業については、効果的・効率的に実施することができるよう、執行状況やニーズ等を踏まえ、検討すべきである。

第79回障害者部会での協議の結果、修正されることとなった箇所等（※事務局による整理）

- ①「2. 障害者等の移動の支援」の今後の取組の10ページ14～16行目、福祉施策として実施すべき内容について、それが案にある就労移行支援や障害児通所支援における通勤・通学に関する訓練のみに制限されると捉えられない表現にするべきとの意見があったことにより、修正されることとなった。
 - ②「7. 精神障害者に対する支援」の今後の取組の20ページ12～13行目、ピアサポートについて、全国レベルでの統一的な仕組みがなく自治体ごとに取り組まれている状況について、否定的に捉えるのではなく肯定的に捉えるべきとの意見があったことにより、修正されることとなった。
 - ③「9. 障害児支援」の今後の取組の28ページ23～25行目、放課後児童クラブや保育所等訪問支援のみならず、“放課後子ども教室”や“幼稚園”といった文部科学行政に基づく機関等も明記すべきとの意見があったことより、修正されることとなった。
 - ④「10. その他の障害福祉サービスの在り方等」の現状・課題の29ページ5～6行目、「障害者総合支援法における『障害者』の定義を、障害者基本法における『障害者』の定義に合わせるべき」との意見があったとの記載について、この意見を述べられた委員から意見の趣旨（障害者基本法の理念に則り幅広く捉えるべきとの趣旨）にあった表現になっていないとの指摘があったことから、修正されることとなった。
 - ⑤「10. その他の障害福祉サービスの在り方等」の今後の取組の32ページ16～19行目、補装具の貸与方式の活用は、オーダーメイドの補装具が必要な方にも貸与が強いられる懸念があるとの意見があったことから、貸与方式の活用については残しつつも、貸与が強いられることがないような表現に修正されることとなった。
- ※その他、修正を行うとの説明はなかったものの、「7. 精神障害者に対する支援」の今後の取組の21ページ28～30行目、「相談支援の取組の充実や、意思決定支援の質の向上や普及に取り組むとともに」との内容は削除すべきとの意見がありました。この意見を述べられた委員は、今回の部会の最後の、最終調整は部会長に一任で良いかとの確認に対して、「了承しない」と意思表示されました。

協議後に藤井障害保健福祉部長から、「利用者負担等、非常に難しいテーマがある中で、現時点で方向性としてはベストのとりまとめをいただいた。法改正が必要なものは来年の通常国会で上程できるようにし、予算や報酬改定で対応するものはそこでの議論につなげていきたい」との発言がありました。続いて、駒村部会長から「財政面での制約が大きな中で、制度の飛躍的な見直しは難しいという前提での議論となったが、社会の不条理は1つずつ少しでも解決していかなくてはならない。今回のとりまとめを、それにつなげていかなくてはならない」とのまとめの発言があり、社会保障審議会障害者部会による障害者総合支援法施行3年後の見直し検討が終了しました。

[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第78回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106163.html>

>社会保障審議会障害者部会(第79回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106976.html>

2. 平成28年度予算編成の基本方針が閣議決定

「平成28年度予算編成の基本方針」が11月27日(金)に閣議決定されました。

基本方針は「基本的考え方」と「予算編成の考え方」による構成となっています。「基本的考え方」には、6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に沿って経済財政運営を進めていくこと、基本方針2015に盛り込まれた「経済・財政計画」で2020(平成32)年度の財政健全化目標を堅持し計画期間の当初3年間(2016(平成28)～2018(平成30)年度)を「集中改革期間」と位置付けていることから、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」の取組を着実に推進すること、歳出改革については経済財政諮問会議において主要歳出分野ごとの成果指標(KPI)設定や改革工程表の策定、情報開示(見える化)の徹底など、計画の具体化を改革工程表に沿って着実に進めること、等の内容が盛り込まれています。加えて、政府の「一億総活躍国民会議」が11月26日(木)にとりまとめた緊急に実施すべき対策(12ページ参照)への取り組み、TPPに係る取り組みを、着実かつ整合的に進めていくことが必要との考え方が示されています。

なお、「経済・財政計画」に基づく歳出改革の推進、KPI設定や改革工程表の策定等については、11月24日(火)に財政等審議会がとりまとめた「平成28年度予算の編成等に関する建議」の中にも盛り込まれている内容です。詳細は13～14ページのこの建議の内容の報告箇所をご参照ください。

「予算の編成についての考え方」では、一億総活躍社会の実現に向けた取り組み、TPPを真に経済再生、地方創生に直結するものにするといった喫緊の重要課題については、平成27年度補正予算での対応とあわせて、「経済・財政計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえて適切に対処することとしています。それに続く『経済財政計画』初年度における歳出改革の推進」の内容は以下の通りです。

基本方針の全文は次ページのURLよりご参照ください。

平成28年度予算編成の基本方針

(平成27年11月27日閣議決定)

1. 基本的考え方 <略>

2. 予算の編成についての考え方

(1) 「一億層活躍社会」の実現、TPPを踏まえた対応 <略>

(2) 「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進

①平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。あわせて、同計画における国の一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。

②具体的には、改革工程表に基づき実施する平成28年度の取組が、予算に反映する施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成28年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化やPDCAサイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要

な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成28年度予算にその取組を反映させる。

- ③歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成28年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。

こうした取組により、政策効果の見える化やPDCAサイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。

- ④予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が高いと認められるものに絞り込んで措置する。

【(※)「一億活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」について】

平成27年11月26日(火)に開催された政府の「一億層活躍国民会議」において、標記対策がとりまとめられました。その中では、緊急に実施すべき対策として、

1. 「GDP600兆円の強い経済実現に向けた当面の緊急対策
2. 「希望出生率1.8」に直結する緊急対策
3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

この3つの緊急対策が掲げられています。障害福祉に関係する内容としては、1.の中の「女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進」で、「障害者等の就労支援体制を拡充する」「企業の採用基準等や学校の入学者資格が、障害者難病のある方が一律排除されているかのような表現になっていないか総点検を呼びかけ、改善を促す」との内容が盛り込まれています。

[内閣府]ホーム>内閣府の政策>経済財政政策>予算編成の基本方針

<http://www5.cao.go.jp/keizai/yokihoushin/yokihoushin.html>

※ 平成27年度の箇所に「平成28年度予算編成の基本方針」が掲載されています。

[首相官邸]トップ>会議等一覧>一億総活躍国民会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/>

※ トピックスに「一億活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が掲載されています。

3. 平成28年度予算の編成等に関する建議がとりまとめられる

～社会保障費の自然増については、概算要求額の6,700億円を5,000億円弱への抑制が求められる～

財政制度等審議会において「平成28年度予算の編成等に関する建議」が11月24日(火)にとりまとめられ、同審議会の吉川洋会長(東京大学大学院経済学研究科教授)が麻生財務大臣に提出しました。

建議の中では、社会保障分野の課題として、「団塊の世代が後期高齢者となり始める2020年代初に

は、人口構造が一段と高齢化することを踏まえれば、世界に冠たる国民皆保険・皆年金制度の持続可能性を確保するための制度の見直しが急務である」、「社会保障制度は長期にわたるものであることから、制度の全体像を分かりやすく示しつつ、堅実な経済前提の下で、将来の人口動態や受益と負担のバランス等について長期にわたる見通しをもって改革を行うことが必要である」との内容が盛り込まれています。社会保障以外の歳出分野についても、「人口減少を踏まえた『自然減』を前提とすべき」、「今後の少子高齢化による人口減少等も踏まえ、人口減少社会に見合った効率的な歳出構造への転換が求められる」との考えが示されています。

建議では、計10分野（社会保障、地方財政、教育、科学技術等）に渡って財政健全化に向けた取組と平成28年度予算編成に際しての提案があり、社会保障の分野では、「平成28年度の社会保障関係費の高齢化に伴う伸び（いわゆる『自然増』）は、本年8月末の概算要求時点で、足下の経済再生やこれまでの改革等の効果を織り込んだ上で、6,700億円増となっている。平成28年度の社会保障関係費については、改革工程表の策定や診察報酬改定・薬価改定等を通じて、『経済財政再生計画』初年度にふさわしいものとなるよう、当審議会としては、確実に高齢化による増加分の範囲内（5,000億円弱）にしていくことを求めたい」との内容が盛り込まれています。

さらに、社会保障分野の改革工程表については、検討・実施時期を「**第1トラック**：最優先で速やかに検討・実施すべき事項」（平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、速やかに実施すべき項目等）、「**第2トラック**：速やかに検討・実施すべき事項で法改正を要するもの」（平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、遅くとも平成29年通常国会に所要の法案を提出すべき項目等）、「**第3トラック**：できる限り早い時期に検討・具体化すべき事項」（2020年度までのできる限り早い時期に具体化の方策をとりまとめるべき項目）」の3つに区分し、介護保険における高額介護サービス制度の見直しや光熱水費相当額に係る費用負担の公平化は、第1トラックに位置づけられています。

以下、社会保障分野の内容（概要）を掲載していますので、ご参照ください。障害福祉については、改革の検討・実施時期の明記はありませんが、本ニュースでもこれまでの財政等審議会（財政制度分科会）で提出された資料の内容について報告してきたところですが（本ニュース319号（6月30日）参照）、ほぼそれと同じ内容の指摘となっています。建議の全文は14ページのURLよりご参照ください。

平成28年度予算の編成等に関する建議（概要）

（平成27年11月24日／財政制度等審議会）

【社会保障】

28年度の社会保障関係費の伸びについては、改革工程表の策定や診療報酬改定・薬価改定等を通じて、「経済・財政再生計画」初年度にふさわしいものとなるよう、**確実に高齢化による増加分の範囲内（5,000億円弱）にしていく必要**。

（1）改革工程表の策定

検討・実施時期を大きく3つに区分しつつ、改革の方向性等と併せて明確化。

〔Ⅰ：最優先で速やかに検討・実施すべき事項（第1トラック）〕

- ・ 高額療養費制度／高額介護サービス費制度の見直し（高齢者と現役世代の上限額の同水準化等）
- ・ 医療・介護を通じた光熱水費相当額に係る費用負担の公平化（患者負担の原則全ての療養病床への拡大）など

〔Ⅱ：速やかに検討・実施すべき事項で法改正を要するもの（第2トラック）〕

- ・ 病床再編や地域差是正に向けた都道府県の権限の強化
- ・ 介護納付金の総報酬割化
- ・ かかりつけ医普及の観点からの外来時の定額負担の導入
- ・ スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の引下げ
- ・ 年金制度改革（高所得者の年金給付、支給開始年齢等）
- ・ 次期生活扶助基準の見直しに合わせた生活保護制度改革 など

〔Ⅲ：できる限り早い時期に検討・具体化すべき事項（第3トラック）〕

- ・ 後期高齢者の原則2割負担化
- ・ 前期高齢者納付金の総報酬割化 など

（2）28年度診療報酬改定

<略>

（3）その他の社会保障分野の検討項目

〔障害福祉〕

- ・ 執行面における適正化（不合理な地域差の改善等）、制度面の見直し（本来の趣旨に沿ったサービス利用等）。

〔子ども・子育て〕

- ・ 雇用保険料軽減額の範囲内で子育て支援への事業主拠出金を充実させ、アベノミクスの成果を企業・労働者・次世代に還元。

**〔財務省〕トップページ>財務省について>審議会・研究会等>財政制度等審議会>財政制度等審議会
財政制度分科会>答申・報告等>平成28年度予算の編成等に関する建議**

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia271124/index.htm

**4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正
する政令が公布される～市町村審査会委員任期の改正～**

標記障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第426号）が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、本年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の措置（政令で対応すべきもの）を講ずるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）について所要の改正を行うものとされております。

〔改正の趣旨及び内容〕

本年1月30日に、地方分権改革に関する「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、これに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）を改正し、市町村審査会等の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で、市町村等が、条例で委員の任期を定めることができることとする。

【参考資料】

<https://kfs.kddi.ne.jp/public/BCzsQAum7E6ACSEBnx1RBKa-pdEKXs9qU57wMhE0-FTD>

5. 平成27年度 都道府県経営協「社会福祉法人制度改革対応セミナー」の開催について

全社協・全国社会福祉法人経営者協議会では、社会福祉法人制度改革による社会福祉法等の改正に対応するべく、標記「社会福祉法人制度改革対応セミナー」を全都道府県で開催予定です。

本セミナーでは、この法改正等により、今後、社会福祉法人に対応が求められる事項について、施行日に向けてのスケジュールも含めて現段階で集約した情報提供を行うものです(一部の県ではすでに実施済み)。

なお、経営者協議会の会員・非会員を問わず、ご参加いただけます。

詳しい日程等については全社協・全国社会福祉法人経営者協議会ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.keieikyo.gr.jp/>